

## 現行計画

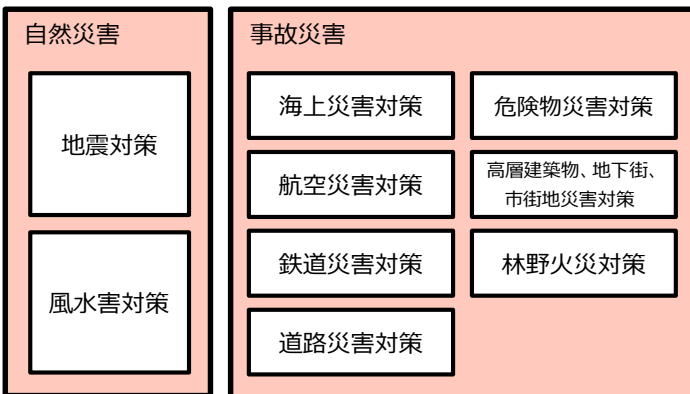
「大阪府地域防災計画」は災害対策基本法第40条に基づき作成され、その内容については同法第34条に基づき作成された国の「防災基本計画」の内容に抵触しないものとされている。

以上を踏まえ、大阪府防災会議では、南海トラフ巨大地震による被害に対応するため、『減災』の考え方を基本理念とし、5つの基本方針を掲げた「大阪府地域防災計画」を平成26年3月に修正。

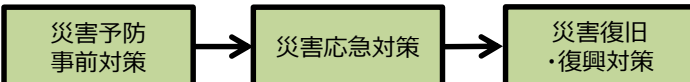
**基本理念** 『防災』から『減災』（被害の最小化及びその迅速な回復を図る）の考え方へ

**基本方針** I 命を守る II 命をつなぐ  
III 必要不可欠な行政機能の維持  
IV 経済活動の機能維持  
V 迅速な復旧・復興

## 計画の構成



災害対策の順序に沿って記述



## 主な修正内容

### I 国の防災基本計画の修正を踏まえた修正

#### ① 令和元年東日本台風に係る検証を踏まえた修正

##### ◆災害リスクと取るべき行動の理解促進

- ハザードマップ等の配布・回覧時に居住地域の災害リスクやとるべき行動等を周知
- 避難に関する情報の意味（安全な場所にいる人まで避難場所に行く必要がない等）の理解促進

大阪府地域防災計画 修正案	防災基本計画 令和2年5月修正
P132 災害予防対策 第3章 第5節 第1 土砂災害警戒区域等における防災対策 6 土砂災害リスク及び避難に関する情報の周知 市町村は、ハザードマップ等の配布又は回覧に際しては、居住する地域の災害リスクや住宅の条件等を考慮したうえでとるべき行動や適切な避難先を判断できるよう周知に努めるとともに、安全な場所にいる人まで避難場所に行く必要がないこと、避難先として安全な親戚・知人宅等も選択肢としてあること、警戒レベル4で「危険な場所から全員避難」すべきこと等の避難に関する情報の意味の理解の促進に努めるものとする。	ハザードマップ等の配布又は回覧に際しては、居住する地域の災害リスクや住宅の条件等を考慮したうえでとるべき行動や適切な避難先を判断できるよう周知に努めるとともに、安全な場所にいる人まで避難場所に行く必要がないこと、避難先として安全な親戚・知人宅等も選択肢としてあること、警戒レベル4で「危険な場所から全員避難」すべきこと等の避難に関する情報の意味の理解の促進に努めるものとする。
※P132 災害予防対策 第3章 第4節 第4 水害減災対策 3 洪水・高潮リスクの開示に同趣旨の内容を追記	

##### ➢ 豪雨時等の事業者によるテレワーク、時差出勤、計画的休業等の適切な外出抑制の実施

大阪府地域防災計画 修正案	防災基本計画 令和2年5月修正
P97 災害予防対策 第2章 第4節 1 事業者 (3) その他 ウ 豪雨や暴風などで屋外移動が危険な状況であるときに従業員等が屋外を移動することのないよう、テレワークの実施、時差出勤、計画的休業など不要不急の外出を控えさせるための適切な措置を講ずるよう努める。	事業者は、豪雨や暴風などで屋外移動が危険な状況であるときに従業員等が屋外を移動することのないよう、テレワークの実施、時差出勤、計画的休業など不要不急の外出を控えさせるための適切な措置を講ずるよう努めるものとする。

#### ② 令和元年房総半島台風に係る検証を踏まえた修正

##### ◆長期停電・通信障害への対応強化

- 病院等重要施設の非常用電源確保の推進
- 重要施設の非常用電源設置状況等のリスト化等、電源車等の配備調整の円滑化

大阪府地域防災計画 修正案	防災基本計画 令和2年5月修正
P97 災害予防対策 第2章 第4節 2 重要施設及び災害応急対策に係る機関 病院、要配慮者に関わる社会福祉施設等の人命に関わる重要施設の管理者は、発災後72時間の事業継続が可能となる非常用電源を確保するよう努めるものとする。また、府は、大規模停電発生時に電源車の配備等、関係省庁、電気事業者等から円滑な支援を受けられるよう、あらかじめこれらの施設の非常用電源の設置状況、最大燃料備蓄量、燃料確保先、給油口規格等を収集・整理し、リスト化を行うよう努めるものとする。	病院、要配慮者に関わる社会福祉施設等の人命に関わる重要施設の管理者は、発災後72時間の事業継続が可能となる非常用電源を確保するよう努めるものとする。  都道府県は、大規模停電発生時に電源車の配備等、関係省庁、電気事業者等から円滑な支援を受けられるよう、あらかじめ、病院、要配慮者に関わる社会福祉施設等の人命に関わる重要施設及び災害応急対策に係る機関が保有する施設の非常用電源の設置状況、最大燃料備蓄量、燃料確保先、給油口規格等を収集・整理し、リスト化を行うよう努めるものとする。

##### ◆被災者への物資支援の充実

- 物資調達・輸送調整等支援システムを活用した効率的な物資支援の推進

大阪府地域防災計画 修正案	防災基本計画 令和2年5月修正
P206 災害応急対策 第2章 第2節 第9 物資等の事前状況確認 大規模な災害発生のおそれがある場合、府及び市は、事前に物資調達・輸送調整等支援システムを用いて備蓄状況の確認を行うとともに、あらかじめ登録されている物資の輸送拠点を速やかに開設できるよう、物資の輸送拠点の管理者の連絡先や開設手続を関係者間で共有するなど、備蓄物資の提供を含め、速やかな物資支援のための準備に努める。	地方公共団体は、大規模な災害発生のおそれがある場合、事前に物資調達・輸送調整等支援システムを用いて備蓄状況の確認を行うとともに、あらかじめ登録されている物資の輸送拠点を速やかに開設できるよう、物資の輸送拠点の管理者の連絡先や開設手続を関係者間で共有するなど、備蓄物資の提供を含め、速やかな物資支援のための準備に努めるものとする。

#### ③ 災害時の新型コロナウイルス感染症対策を踏まえた修正

- 避難所における新型コロナウイルス感染症を含む感染症対策の平時からの検討、実施

大阪府地域防災計画 修正案	防災基本計画 令和2年5月修正
P5 総則 第2節 防災の基本方針 (略) さらに、令和2年における新型コロナウイルス感染症の発生を踏まえ、避難所における避難者の過密抑制など感染症対策の観点を取り入れた防災対策を推進する必要がある。	令和2年における新型コロナウイルス感染症の発生を踏まえ、避難所における避難者の過密抑制など感染症対策の観点を取り入れた防災対策を推進する必要がある。  市町村は、指定避難所となる施設については、必要に応じ、良好な生活環境を確保するために、換気、照明等の施設の整備に努めるものとする。また、新型コロナウイルス感染症を含む感染症対策について、感染者が発生した場合の対応を含め、平常時から防災担当部局と保健福祉担当部局が連携して、必要な場合には、ホテルや旅館等の活用等を含めて検討するよう努めるものとする。
P97 災害予防対策 第1章 第6節 第3 指定避難所等の指定、整備 1 指定避難所の指定 (4) 市町村は、指定避難所の施設については、必要に応じ、良好な生活環境を確保するために、換気、照明等の設備の整備に努める。また、新型コロナウイルス感染症を含む感染症対策について、感染者が発生した場合の対応を含め、平常時から防災担当部局と保健福祉担当部局が連携して、必要な場合には、ホテルや旅館等の活用等を含めて検討するよう努めるものとする。	

## II 府の最新の防災対策を踏まえた修正

### ① 想定し得る最大規模の高潮による浸水想定への対応

- 想定し得る最大規模の高潮の発生が予想される場合の災害モード宣言の発信
- これまで経験したことがない規模の台風が接近している場合の身の安全確保の呼びかけ

大阪府地域防災計画 修正案
P206 災害応急対策 第2章 第5節 第1 災害モード宣言 1 発信の目安 (1) 台風 イ これまで経験のない規模の台風が接近し、上陸時に大潮の時間帯が重なるなどし、想定しうる最大規模の高潮が見込まれる場合
P185 災害応急対策 第2章 第1節 第5 住民への周知 5 市町村は、これまで経験したことがない規模の台風が接近している場合、大阪府及び気象台と情報共有・連携を密にし、住民に対し、身の安全確保の呼びかけに努めるものとする。 また、大阪府は府民に対し、これまでに経験のない規模の台風の接近に対する注意や、市町村の避難に関する情報に注意を払うことなどを府民へのメッセージとして発信し、府民の意識の切り替えを促す。

### ② 空き家等の二次災害防止対策

- 空き家等の所有者等の特定や空き家等の適正管理に係る意識啓発に努める等、二次災害防止に向けた取組みを促進

大阪府地域防災計画 修正案
P104 災害予防対策 第3章 第1節 第5 空き家等の対策 市町村は、平常時より空き家等の所有者等の特定を図り、当該所有者等の責任において空き家等の適切な管理が行われるよう意識啓発に努める。 府は、不動産、建築、法律等の専門家団体との連携により、空き家等の適正管理に係る相談窓口体制を整備し、市町村とともに、相談窓口の普及啓発に努める。
P259 災害応急対策 第6章 第2節 第1 民間建築物等 2 空き家等の対策 市町村は、必要に応じて、空き家等の所有者等を探索し、当該所有者等に家屋等の危険度を周知し、倒壊等の二次災害の防止に努める。